

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会会則（以下「会則」という。）第11条第5項の規定に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会（以下「実行委員会」という。）専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称ならびに実行委員会常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長若干名

(役員を選任)

第4条 委員長および副委員長は、専門委員のうちから実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は会務を総理し、専門委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長または委員長が指名する者が、その議長となる。

2 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。ただし、専門委員会に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面により議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者に会議へ出席を求めることができる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、専門委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、令和5年5月19日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務・企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 町民協働に関すること 5 歓迎およびおもてなしに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する こと。
競技・式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する こと。
宿泊・衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 観光に関すること。 3 医事および衛生に関する こと。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する こと。
輸送・交通 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送および交通に関する こと。 2 警備および消防防災に 関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する こと。